

第8章 共同住宅制度

受水槽以下の装置を使用する共同住宅（以下「共同住宅」という）の給水及び検針、料金徴収については、①各戸検針及び各戸徴収と②親メータ検針及び一括徴収の二つの方法がある。

1 共同住宅各戸検針及び各戸徴収（共同は水槽式給水に適用する）

（趣旨）

この規程は、宗像地区事務組合水道給水条例（平成21年度宗像地区事務組合条例第6号。以下「水道条例」という）第44条の規定に基づき、受水槽以下の装置を使用する共同住宅（以下「共同住宅」という）の給水及び各戸検針、料金徴収の取扱いについて定めるものとする。

（1）適用範囲

共同住宅は次の各号に定める要件に適合していなければならない。

- ① 共同住宅の全戸を対象とし、管理者が必要であると認めたものであること。
- ② 各戸及び共用栓等に組合の量水器（以下「子メータ」という）が設置されていること。
- ③ 受水槽以下の装置の構造が管理者の定める施設基準に適合していること。

（2）申請者

共同住宅の設備所有者又は設備所有者の代表者（以下「設備所有者等」という）は、管理者に対して、共同住宅の各戸検針、料金徴収の取扱いを申請しなければならない。

（3）申請手続き

設備所有者等が（2）の申請をするときは、共同住宅の各戸検針料金徴収取扱申請書（様式第1号-1）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- ① 管理責任者選定（変更）届（様式第2号）
- ② 受水槽以下の装置図（全体の配管状況、受水タンク及び高架タンクの構造並びに材質、受水タンクの附属設備）縮尺500分の1以上
- ③ 各戸メータの装置図
- ④ 住宅の平面見取図
- ⑤ その他管理者が必要とする書類

（4）管理責任者の選定

- ① 設備所有者等は、共同住宅の水道使用に関する事項を処理するため、管理責任者を選定して管理者に届け出なければならない。
- ② 設備所有者等と管理責任者は、この規程に定められた義務及び責務を連帯して負うものとする。

(5) 調査及び承認

管理者は、(3)の申請があったときは、必要な事項の調査を行い、(1)の要件に適合すると認めたときは、当該申請を承認するものとする。

(6) 協定

管理者は、(5)を承認したときは、受水槽以下の装置の維持管理等について、設備所有者等と別に定める協定書により協定を締結後、各戸検針、料金徴収の取扱いを開始するものとする。

(7) 受水槽以下の管理責任

受水槽以下の装置は、水道法(昭和32年法律第177号)でいう給水装置ではないので、受水槽以下の装置及びそれにより供給される水の水質等の管理は、設備所有者等及び管理責任者が責任をもって行わなければならない。

(8) 量水器の設置

管理者は、受水槽以下の装置の流入口に組合の量水器（以下「親メータ」という）を設置し、子メータ検針時に検針するものとする。

(9) 子メータの設置及び維持管理

- ① 設備所有者等及び各水道使用者は、子メータを常に清潔に管理し、その設置場所に支障となるような物件を置いたり、又は工作物をもうけてはならない。
- ② 子メータは、組合が水道条例別表第3に定める使用料金により貸与するものとする。ただし、工事費は、設備所有者等の負担とする。
- ③ 子メータの管理については、水道条例に定めるもののほか、この規程による。
- ④ 設備所有者等は、子メータに電子式メータを設置した場合は、子メータの集中検針ができるよう措置しなければならない。

(10) 契約

前項の集中検針について、管理者と設備所有者及び管理責任者と集中検針装置の維持管理に関して、別に定める契約書により契約を締結する。

(11) 水道利用加入金

- ① 設備所有者等は、管理者に水道条例第5条の給水装置の新設等の工事申込申請をするに当たっては、水道条例第8条に規定する水道利用加入金を納入しなければならない。
- ② 水道利用加入金は、親メータの設置にかかわらず、各戸及び共用栓等に設置される各子メータの口径別の総数に係る加入金とする。

(12) 水道使用料等の徴収

- ① 水道使用料及び下水道使用料（以下「水道使用料等」という）は、水道使用者から口座振替又は自動払込みの方法により徴収する。ただし、管理者が認めた場合は、他の方法によることができる。
- ② 水道使用料等の算定その他徴収方法については、水道条例、宗像市下水道条例（平成15年宗像市条例第138号）及び福津市下水道条例（平成17年福津市条例第124号）に定めるもののほか、この規程による。

2 共同住宅水道メータ等整備

水道の各戸検針、徴収の申請をしようとする者が各戸に設置してある水道メータ（以下「メータ」という）及び新たに共同住宅を建設し各戸検針、徴収を申請しようとする者のメータ等の整備の基準を、次のとおり定めている。

（1）受水槽以下装置の改善措置

メータの位置の変更又は止水栓の位置その他の改善を要するものは、メータの取替えと同時に使うものとする。

（2）受水槽以下装置のメータ設置基準

① 設置基準

メータの設置については、「宗像地区事務組合メータ取扱要綱」を遵守するとともに、「受水槽以下のメータ設置基準」及び「電子式メータ設置基準」に適合するものにしなければならない。ただし、既設構造物の構造上改善が困難なものについては、メータの指針及びメータの取替等が容易にできるものに改善する。

② メータユニオン

メータの取替えの際、メータユニオンネジ部分（上水型、金門型）が異なるときは、正規のものと取替えるものとする。

3 受水槽以下のメータの設置

（1）メータの設置

- ① メータは、各戸の引込み給水管の咽喉部に水平に設置すること。
- ② メータが他の配管と平行するときは、給水管の外側と他の配管の外側との間隔を15センチメートル以上とすること。
- ③ メータの真上に配管してはならない。

（2）メータ前後の配管は、図8-1に掲げるとおりとする。

（3）認証品の使用

ライニング鋼管、鋼管用直結止水栓、伸縮メータユニオン及びその他必要な給水材料は、「2章 構造及び材質」に掲げる認証品を使用すること。

（4）パイプシャフトの寸法

パイプシャフトの標準寸法は、図8-2、8-3、8-4によるものとする。

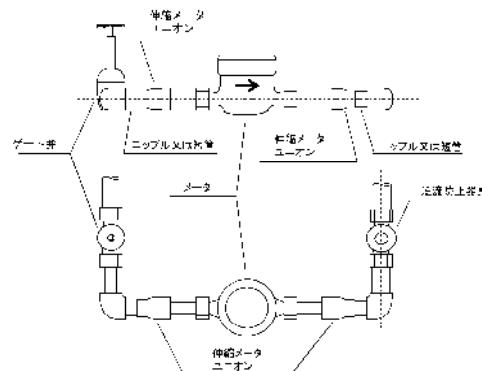
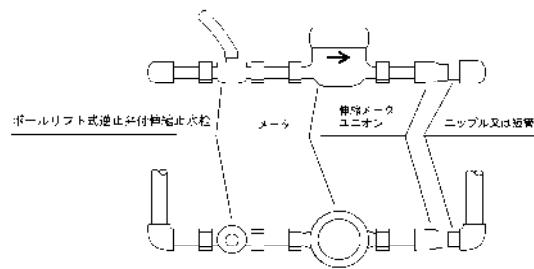


図8-1 受水槽以下のメータの設置基準

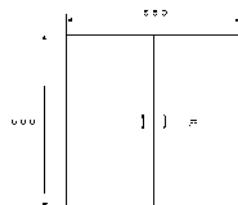


図8-2 パイプシャフト内標準収納図

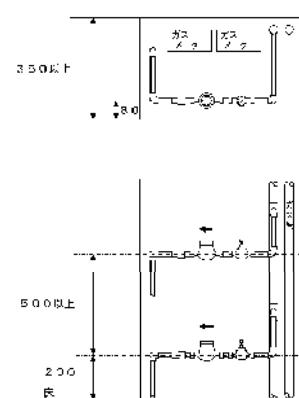


図8-3 パイプシャフト内メータ標準収納図例
(メータを複数個、収納する場合)

ガラリにて、底板より高さ
5%かつ300mm以上あること。

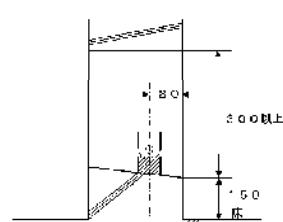
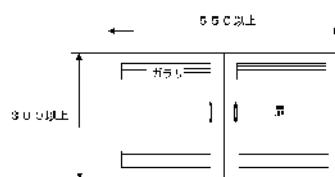


図8-4 パイプシャフト内標準収納図

4 電子式メータの設置

電子式メータの設置については、「電子式メータ設置基準」に基づいて行うものとする。

(1) 電子式メータの構造

① 基メータ

基メータは宗像地区事務組合 JIS 規格水道メータ購入仕様書（北九州市上下水道局 準拠）に適合したものとする。

② 信号形態

信号形態は8ビット電文（東京都水道局 自動検針通信仕様書Ver.2.6A 準拠）とする。

③ 伝送線

基メータと集中検針盤との伝送線は2芯配線とする。

④ 基メータと伝送線の接続は、端子箱を取付容易な場所に設置し、Y型圧着端子を用いて端子箱内にてビス止めする。

⑤ 集中検針盤

集中検針盤は8ビット電文（東京都水道局 自動検針通信仕様書Ver.2.6A 準拠）を受けて、基メータの積算値をタッチパネルにより切替え液晶表示する集中型とする。

⑥ 電源

集中検針盤の電源は、AC100Vを用いるものとする。

⑦ その他

上記以外の電子式メータの構造等については、施設課給水係に照会すること。

(2) 集中検針盤の取付場所

集中検針盤は原則として1棟1ヶ所とし、その取付位置は検針が容易な場所であること。

(3) 基メータ設置場所及びメータの装置の器具

基メータの設置場所及びメータ装置の器具は、受水槽以下のメータ設置基準第2項及び第3項によるものとする。

(4) 届出および承認

電子式メータを設置する場合は、事前協議時にメータの器種、口径、集中検針盤の取付位置、配管、配線等の詳細図を作成し施設課給水係に届出て承認を得るものとする。

5 共同住宅の親メータ検針及び一括徴収（共同は水槽式給水に適用する）

(1) 適用範囲

① 親メータは管理者が貸与し、水道料金については、親メータ検針及び一括徴収とするが、同時に下水道料金も徴収するため、下水道料金の取扱いについては、宗像市においては宗像市下水道課と、福津市については、福津市下水道課とそれぞれ協議を行い、徴収方法を定めなければならない。

② 受水槽以下の装置の構造が管理者の定める施設基準に適合していること。

(2) 申請者

共同住宅の設備所有者等は、管理者に対して、共同住宅の親メータ検針及び一括徴収の取扱いを申請しなければならない。

(3) 申請手続

設備所有者等が（2）の申請をするときは、共同住宅の親メータ検針・料金徴収取扱申請書（様式第1号-2）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

① 管理責任者選定（変更）届（様式第2号）

② 受水槽以下の装置図（全体の配管状況、受水タンク及び高架タンクの構造並びに材質、受水タンクの附属設備）縮尺500分の1以上

③ 住宅の平面見取図

④ その他管理者が必要とする書類

(4) 管理責任者の選定

① 設備所有者等は、共同住宅の水道使用に関する事項を処理するため、管理責任者を選定して管理者に届け出なければならない。

② 設備所有者等と管理責任者は、この規程に定められた義務及び責務を連帶して負うものとする。

(5) 調査及び承認

管理者は、（3）の申請があったときは、必要な事項の調査を行い、（1）の要件に適合すると認めたときは、当該申請を承認するものとする。

(6) 協定

管理者は、（5）の承認をしたときは、設備所有者等と別に定める協定書により協定を締結後、親メータ検針、一括徴収の取扱いを開始するものとする。

(7) 受水槽以下の管理責任

受水槽以下の装置は、水道法（昭和32年法律第177号）でいう給水装置ではないので、受水槽以下の装置及びそれにより供給される水の水質等の管理は、設備所有者等及び管理責任者が責任をもって行わなければならない。

(8) 量水器の設置

管理者は、受水槽以下の装置の流入口に親メータを設置し、検針するものとする。

(9) 水道利用加入金

- ① 設備所有者等は、管理者に水道条例第5条の給水装置の新設等の工事申込申請をするに当たっては、水道条例第8条に規定する水道利用加入金を納付しなければならない。
- ② 水道利用加入金は、親メータの口径に応じた加入金とする。

(10) 水道使用料等の徴収

- ① 水道使用料は設備所有者等から、口座振替又は自動払込みの方法により徴収し、下水道使用料は宗像市下水道課及び福津市下水道課が定めた方法により徴収する。ただし、管理者が認めた場合は、他の方法によることができる。
- ② 水道使用料等の算定その他徴収方法については、水道条例、宗像市下水道条例（平成15年宗像市条例第138号）及び福津市下水道条例（平成17年福津市条例第124号）に定めるもののほか、この規程による。